

平成 30 年度

黒潮町教育行政方針

黒潮町教育委員会

平成30年度黒潮町教育行政方針

I 基本方針

我が国の人口減少・超高齢化社会などの社会情勢は、ますます厳しさを増しています。また、東日本大震災の復興も未だ続いている中、当町では南海トラフ地震や、風水害、土砂災害などへの防災対策が急務となっています。

一方、これからの教育には、社会の構造変化に対応する教育システムの構築とともに、社会環境の変化の中で一人一人が直面する困難な課題に立ち向かい、自ら乗り越えていく力を育むことが求められています。

また平成27年4月より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化などが求められるようになりました。

これにもとづき町長、教育長、教育委員で構成する「黒潮町総合教育会議」において、「豊かな心で命を育み、つなげ故郷～自立、創造、継承、貢献～」を基本理念とする教育大綱を策定しました。

黒潮町では、一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、活（生）きる力を身につけ、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる生涯学習社会（自立）、新たな価値、未来と希望を創造していくことのできる生涯学習社会（創造）、地域を知り、歴史を知ることで地域に誇り・愛着を持ち、その誇りを持って継承し発展させていくことのできる生涯学習社会（継承）、故郷に誇り・愛着を持ち、何時、如何

なる時、如何なる場所に居ても、周りの人々・地域・社会に支えられていることを意識し、故郷ひいては社会の形成に参画し貢献していくことのできる生涯学習社会（貢献）の構築をめざします。

そのために当町は、平成30年度から向こう5年度間の「黒潮町総合戦略」を定め、その第三部において「教育基本計画」を定めたところで

す。

この計画は「ふるさと・キャリア教育」を柱とし、「子どもの成長に、地域総がかりで、積極的に関わり、ふるさと貢献意識を育てる」ことを大きな目的として実行します。

教育は、一人一人が幸せな人生を実現するための根幹を支えるものであり、社会や地域発展の基礎となるものです。様々な課題を乗り越えていくために、教育関係者はビジョンと強いリーダーシップを持ち、学校や家庭、地域との協働を重ねながら、大人も子どもも学び続ける社会を創出していきます。

Ⅱ 重点目標

- 1 就学前教育・学校教育の充実、学力・体力の向上
- 2 保育・教育施設・環境整備の推進
- 3 人権教育・「命の教育」としての防災教育の推進
- 4 ふるさと・キャリア教育、生涯学習の充実
- 5 芸術・文化・スポーツの振興

Ⅲ 具体的施策

1. 就学前教育の充実、生きる力の確実な育成

子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長のために、人格形成の基礎を養う重要な時期である乳幼児期における質の高い保育や教育の実践、小学校への接続を意識した取組の充実・強化など、就学前教育の充実を図ります。

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、活（生）きる力を身につけ、充実した人生を主体的に切り拓き、変化の激しいこれからの社会を生きるための力の確実な育成のため、取組の強化を図ります。

- (1) 子どもたちを保育所・学校の主人公として捉え、基礎・基本、基本的生活習慣の定着と学力の向上を重視し、子どもたちが主体的に学ぶ意欲を高め、家庭学習や読書の定着を図る。そのために、管理職や加配教員、学習支援員の配置などによりチーム・ティーチング（TT）や、少人数指導などを実施するとともに、保育士配置の充実により、子どもの成長にあわせたきめ細かな保育を行う。また、各種学力テストを実施・分析し授業改善に役立てる。
- (2) 全ての子どもたちが自尊心を高め、人とのかかわりを大切にし、規律を守り、楽しく安心して生活できるように、心を耕す道德教育の推進を図るとともに、読書活動推進のため、図書環境整備に努める。
- (3) 適切な就学指導と障がいの種類や程度に応じた教育を推進するとともに、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症などを含む障がいのある子どもたち一人一人の可能性を最大限に伸ばすことができるよう、ユニバーサルデザインにもとづいた特別支援教育の充実を図る。また、医療的ケアを必要とする児童生徒へ看護師を配置するなど、児童生徒の学力及び学校生活を保障する

ため、適切な人員の配置を行う。

- (4) 小中学校 9 年間の中で子どもたちを理解し、その発達段階に応じた教育課程及び指導方法を研究し、特色ある学校づくりの推進を図る。
- (5) 保育所から小学校、小学校から中学校へのスムーズな移行が図られるよう、引き継ぎシートの活用や、小学校高学年の交流、教育課程についての研究を行うなど保小中学校の連携を図る。
- (6) 黒潮町教育研究所における調査、研究、研修を積極的に推進するとともに保育所や学校・関係機関との連携を図る。
- (7) 生涯にわたって運動に親しみ、健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現できるように、一人一人に応じた体力の向上をめざす。

2. 「命の教育」を基本に、社会に貢献する児童生徒の育成

知識の防災教育に加えて「命の教育」を基本に、他者への貢献意識の育成、更に児童生徒の自己肯定感、自己有用感を高めることで意欲の向上、自主的な学びにつなげ、確かな学力の向上を図ることで、主体的に社会の形成に参画し貢献できる人材を育成します。

その結果、犯罪や事故、災害を予測し回避する能力を高め、他人や地域社会の安全を意識して活動ができる児童生徒を育成します。

- (1) 「黒潮町地震津波防災教育プログラム」及び「高知県学校安全教育プログラム」をもとに、各校の防災教育主任を中心に、発達段階に応じた指導方法や手法を研究し、体系的な防災教育を実践する。
- (2) 学校・家庭・地域・関係機関との連携を図りながら登下校の見守り、通学路

の点検、防犯教室や交通安全教室の実施、街頭指導、広報活動を行う。

3. 教職員の資質・指導力の向上、チーム学校の構築

教職員の資質・指導力の向上が求められている社会状況の中で、すべての教職員が自覚を持ち、専門性を高め意欲的に教育実践に取り組めるように各種研修の充実を図ります。

また、学校の組織力を高めながら、教職員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより、組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、地域人材の力も活用しながら、故郷に愛着を持てる児童生徒の育成、学校の目標の実現や課題解決を図るチーム学校の構築を推進します。

- (1) 教職員の資質・指導力の向上が図られるよう、校内研究の充実を図るとともに、各種研修に参加し、黒潮町教育研究会を中心に、教職員の専門性、授業力向上のための研究と修養に努める。
- (2) 次期学習指導要領改訂に向けて、各学校で教育計画の見直しなど、積極的な取組を進めていく。
- (3) 各校の「学校いじめ防止基本方針」及び「黒潮町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止のために正しい認識を持ち早期発見・早期対応の取組を推進していく。
- (4) 教職員等が体罰に関する正しい認識を持つよう研修の実施や指導資料の提供を行う。
- (5) 教職員同士や外部専門家等との連携・分担によりチーム学校を構築する。

4. 教育環境の整備充実

子どもたちが楽しく安心して学ぶことができるために、教育環境の整備充実を図ります。

(1) 教育施設・設備の改善・充実及び耐震化を計画的に図る。

(2) ICTの効果的な活用や整備を推進する。

5. 食育の推進

保育所給食・学校給食を通して、望ましい食習慣・好ましい人間関係の育成を図ります。

また、地場産物を活用することで安全・安心な給食の充実を図るとともに地域の食文化や歴史を学ぶことで、故郷への誇りや愛着を持つことのできる食育を推進します。

(1) 栄養的に配慮したメニューにより、子どもたちの健康の保持増進と体力の向上をめざすとともに、アレルギー児童生徒に対しては、安全・安心な給食の提供はもとより、除去食や代替食により同じ給食が提供できるよう、保育所・学校給食の一層の充実を図る。

(2) 子どもたちが、望ましい食習慣を身につけるとともに、給食を通じて地域の食文化を学ぶなど食育の推進を図る。

(3) 地域の生産者、関係団体と連携し、地場産物の積極的使用に努める。

(4) 備蓄防災缶詰を更新時に給食に利用することで、防災教育、地域産業教育を推進する。

6. 未来を保障する教育の確立・豊かな人権文化の創造

人権教育は、全ての人の人権が尊重されるための教育活動であり、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題を解決するために、町民一人一人が正しい認識を培い、町民共通の課題として取り組む姿勢を確立します。

また、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることをめざして、厳しい環境にある子どもたちへの支援を推進します。

- (1) 差別の現実によく学び、基本的人権を尊重し、積極的にその解決に向け行動できる人づくりを推進し、人権教育の深化充実を図るため、社会教育、学校教育、就学前教育が一体となって、「黒潮町人権尊重のまちづくり条例」及び「黒潮町人権教育推進計画」にもとづき、人権教育に取り組む。
- (2) 人権教育の充実を図るため、黒潮町人権教育研究協議会及び各関係機関・団体との連携を密にするとともに、黒潮町人権教育推進講座や各種研修会及び講演会の開催、さらに広報や学習資料等により人権尊重の啓発活動の強化を図り、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組む。
- (3) 子どもたちの人権感覚を磨き実践力（行動力）を育成するために、保育所、学校教育における人権教育の充実を図るとともに、各種行事や体験活動を通じて自尊感情や自己有用感の向上を図る。
- (4) 経済的理由によって就学が困難と認められる家庭への支援を拡充する。

7. 社会教育の充実、学校と地域との連携・協働

地域に新たな価値、未来と希望を創造していける人材の育成のために、時代の進展に即応した講座や教室などの学習・スポーツプログラムを実施し、いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習体制を確立します。

また、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育てるために、学校支援地域本部を設置し、地域と一体となった取組などを通じ、学校と地域との連携・協働を推進します。

- (1) 関係者の研修を深め、互いに協力して指導体制の強化を図り、生涯学習の充実を期するとともに、社会教育団体の育成強化に努め、時代の要請に応える民間リーダーを養成し連帯意識を高める。
- (2) 家庭の教育力の一層の向上と、PTAや町内の社会教育団体、関係機関との連携強化による校外活動の充実を図り、各年齢各層に適合し、生活課題に対応した学習内容を各種学級、講座、行事等に設け、その学習内容の充実に努める。
- (3) 生涯スポーツをめざし、自らの健康保持・増進と心身共に調和のとれた発達を図るために、町内各地域を基盤とした活動を進め、スポーツが住民生活の中に定着する生涯スポーツの振興を図る。
- (4) 生活体験や自然体験、ボランティアなどの社会体験活動を通じて生きる力や豊かな人間性の育成を図るとともに、開かれた学校づくりや、みんなで考え参画する地域ぐるみ教育の推進、コミュニティスクールの推進を図る。また地域と学校が連携・協働して、地域全体の教育力の向上及び地域創生実現のために、学校支援地域本部の充実を図る。
- (5) 地域に誇りと愛着を持ち、それを継承し発展させることができる人材を育成するために、ふるさと・キャリア教育の推進を図る。

8. 文化の振興

地域を知り、歴史を知ることで故郷に誇り・愛着を持ち、その誇りを持って継承し発展させていくために、身近な文化財に触れる機会を増やし、郷土の歴史や文化への関心を高め、文化財の保護・継承につなげます。

また、文学館、図書館を活用した事業を広く展開し、各種団体との連携・育成強化を図り、芸術・文化活動の充実を図ります。

- (1) 情操豊かな人間形成のため、芸術文化活動の推進を図るとともに、民俗芸能伝承や芸術・文化団体の育成と支援を行う。
- (2) 私小説家「上林暁」の業績を再確認するとともに、文学館を中心に文学への親しみと認識を深め地域の教育と文化の向上を図る。
- (3) 文化財を活用し、観光、自然保護事業と連携することにより、文化財保護の意識の高揚を図る。
- (4) 黒潮町内地区ごとに祭りや踊り、年中行事、生涯儀礼や民間信仰など、時代とともに失われていく地域文化を保存し継承していくために、動画による伝統文化保存事業に着手する。
- (5) 生涯学習の場としての充実した図書館づくりを推進し、「黒潮町子ども読書活動推進計画」に基づき、学校、保育所、家庭、地域、図書館等での読書活動を推進する。

9. 青少年健全育成活動の推進

故郷への誇りと愛着を持ち、常に周囲の人々や地域社会に支えられていることを理解し、社会の形成に参画し貢献できる未来の人材を育成します。

そのために、自然体験学習や三世代交流などの学校外活動を通じ、子どもたちの自主性、社会性、協調性を養い、地域と学校が連携・協働し、健全な人間関係づくりや地域住民とのつながりを強化します。

また、各関係機関と地域が連携したネットワークを整備し、いじめや問題行動、事件事故などから青少年を守る取組を推進します。

- (1) 青少年の健全育成を広域的に図るために、地域ぐるみで街頭指導等を強化し、広報活動を進め、さらに青少年補導センターなどの各関係機関、家庭、学校が一体となり、地域の少年補導員と連携を図りながら育成活動を推進する。
- (2) 小・中・高等学校や、児童生徒の保護者、地域との連携を密にし、いじめや問題行動の防止、早期発見・解決に努める。また、情報モラルの育成や児童虐待の防止等に関して各関係機関や地域と連携を深めるとともに、事件事故から青少年を守るネットワークづくりを推進する。
- (3) 「黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」に基づき、「黒潮町いじめ問題対策連絡協議会」を組織し、いじめの防止等に関する機関及び団体相互の連絡調整を図る。

10. 国際化社会への対応

異国文化と積極的に関わることで、コミュニケーション能力と豊かな国際感覚を養います。

また、日本文化や地域文化を紹介する体験を通して、ふるさとを見つめ直し、愛する心を育てます。

- (1) 小中学校の授業や活動に、外国語指導助手（ALT）などが積極的に関わることにより、コミュニケーション能力の育成と豊かな国際感覚の育成を図る。
- (2) 海外派遣事業やTシャツアート展を通じた国際交流により、国際感覚の育成を図る。

